

## キャリア・パスポートの活用について

令和元年12月27日  
青森県教育庁学校教育課

新学習指導要領の総則においては、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」について明示された。また、同じく特別活動においては、学級活動の内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」が明示され、その内容の取扱いでは、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童（生徒）が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。」とされたところである。

また、文部科学省では、平成31年3月29日付け事務連絡において、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材として「キャリア・パスポート」の例示資料及び指導上の留意事項等について示し、令和2年4月から実施するよう通知したところである。

県教育委員会では、本県児童生徒がキャリア教育に係る活動を記録し蓄積する教材として「あおもりっ子キャリアノート 明日へのかけ橋」（以下、「キャリアノート」という。）を平成26年度に作成し、小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を越えて活用できるものとなるよう、その在り方や活用方法について促してきたところである。

令和2年4月からの「キャリア・パスポート」を活用した指導を実施するに当たり、県教育委員会では、新学習指導要領及び関係通知を踏まえ、県内各地域の実情や各学校及び学級における創意工夫を生かした形での活用が可能となるよう、「キャリアノート」を見直し、新たに「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を作成したものである。

### 1 名称

本教材の名称について、文部科学省通知に示す「キャリア・パスポート」と同じ趣旨のものであることを踏まえ、「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」(以下「キャリア・パスポート」という。)とした。

### 2 目的

「キャリア・パスポート」は、小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐものとして、教師にとっては、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するものとして活用されるものである。

### 3 指導上の留意点

(1) キャリア教育については、学校教育活動全体で取り組むことを前提として、「キャリア・パスポート」やその基礎資料となるものの記録や蓄積が、学級活動・ホームルーム活動に偏らないように留意すること。

そのため、学級活動・ホームルーム活動以外の教科・科目や学校行事、帰りの会やショートホームルーム等での記録も可能である。

(2) 学級活動・ホームルーム活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合には、学級活動やホームルーム活動の目標や内容に即したものとなるようにすること。

その際、記録の活動のみに留まることなく、記録を用いて話し合ったり、意思決定を行ったりするなどの学習過程を重視すること。

(3) 「キャリア・パスポート」は、学習活動であることを踏まえ、日常の活動記録やワークシートなどの教材と同様に以下のような指導上の配慮を行うこと。

- ・ 児童生徒個々の状況を踏まえ、本人の意思とは反する記録を強いたり、無理な対話に結び付けたりしないように配慮すること。
- ・ うまく書けない児童生徒への対応や学級（ホームルーム）・学年（学科）間格差解消等も日常の指導に準じること。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特に特別な配慮を要する児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた記録や蓄積となるようにすること。
- ・ 新学習指導要領解説特別活動編にあるように「キャリア・パスポート」は自己評価、学習活動であり、そのまま学習評価とすることは適切でないこと。

(4) 「キャリア・パスポート」を用いて、大人（家族や教師、地域住民等）が対話的に関わること。

例えば、記録を活用してカウンセリングを行うなど、児童生徒理解や一人一人のキャリア形成に努めること。

ただし、学級活動・ホームルーム活動の時間の中で個別の面接・面談を実施することは適切ではなく、「キャリア・パスポート」を活用した場合においても同様と考えること。

(5) 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒については、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達等に応じて指導すること。また、障害のある児童生徒の将来の進路については、幅の広い選択の可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組むこと。

(6) 特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等により「キャリア・パスポート」の目的に迫ることができると考えられる場合は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容とすること。

- (7) 「キャリア・パスポート」の様式は、県教育委員会のホームページに掲載しているため、ダウンロードして活用すること。

○キャリア教育 (<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kyariakyouiku.html>)

- (8) 「キャリア・パスポート」は、学年4ページ、3年間で1セットの構成になっているが、どの学年からでもスタートさせることができる。
- (9) 「キャリア・パスポート」は、小学校入学から高等学校卒業までの12年間で64ページ(32枚)となっており、各学年・学校で記述したもの全てを次の学年・学校に引き継いでいくこと。
- (10) 「キャリア・パスポート」は、各地域・学校の児童生徒の実態に合わせてカスタマイズする等、工夫して活用することができる。

#### 4 管理

- (1) 個人情報の保護や記録の紛失に十分留意し、校内に保管場所を確保するなど、「キャリア・パスポート」の管理は、原則、学校で行うものとする。
- (2) 学年、校種を越えて引き継ぎ指導に活用すること。また、小学校入学から高等学校卒業までの記録を引き継ぎ、学びの振り返りや見通しに生かすこと。
- (3) 学年間の引き継ぎは、原則として、教師間で行うこと。
- (4) 校種間の引き継ぎは、次のことに留意し、原則として、児童生徒を通じて行うこと。
- ・小・中学校においては、卒業までに児童生徒に持たせること。その際、入学までの期間が長いことから、卒業後に紛失することがないように十分注意すること。ただし、小・中学校間においては、指導要録の写しなどと同封して送付できる場合は、学校間で引き継ぐことも可能である。
  - ・中・高等学校は、入学式前後までに児童生徒から受け取り、校内に保管場所を設けて管理すること。
  - ・校種間の引き継ぎに当たっては、一日入学で入学式の持ち物等に「キャリア・パスポート」を明記するなど、入学式前後の早い段階での提出を求め、児童理解、生徒理解に活用すること。

#### 5 実施時期

令和2年4月より、県内すべての公立小・中・高等学校及び特別支援学校において実施することとする。

今後、新学習指導要領及び「キャリア・パスポート」実施の目的を踏まえ、小学校から高等学校を通じて使用し、確実に引き継ぎを行っていくことに留意すること。